別表第七号の二　特定無線局の廃止届出書の様式(第24条の4第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定無線局廃止届出書

年　　月　　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

電波法第27条の6第3項後段の規定により、包括免許に係る特定無線局の全て又は一部を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者(注2)

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　特定無線局の廃止に係る事項(注3)

①　包括免許の番号	
②　特定無線局の番号	
③　廃止した年月日	
④　無線設備の工事設計の内容	
⑤　包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)

を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、当該届出に係る特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、施行規則第15条の2第2項第1号又は第3号に規定する無線局の場合に限り、特定無線局の番号を記載すること。

(3)　③の欄は、当該届出に係る特定無線局を廃止した年月日を記載すること。

(4)　④の欄は、施行規則第15条の2第2項第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。

(5)　⑤の欄は、包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨を記載すること。

4　届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。